

# 日野町分別収集計画

(第11期)

令和7年6月

滋賀県日野町

# 目 次

1. 計画策定の意義	1
2. 基本的方向	1
3. 計画期間	1
4. 対象品目	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	2
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	3
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	4
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定 める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法	5
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項	5
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	6
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 1. 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムや一人ひとりのライフスタイルを見直し、循環型社会の構築に向けて、個人や組織等の社会を構成するあらゆる主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、実践していくことが重要である。

本町では、ごみの広域処理を目的として、昭和46年度に設立された中部清掃組合において、これまでより可燃物及び不燃物の処理を円滑に行うとともに、白色トレイ等の容器包装廃棄物のリサイクルの促進に取り組んできたところである。

一方、家庭ごみ中の容器包装廃棄物の湿重量比は近年20%程度で推移し、特に、プラスチック類は令和元年度以降10%を超える重量比であり、今後の容器包装廃棄物の分別処理には課題が残されている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な方策を明らかにすることにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックの分別収集及び3Rを容器包装廃棄物と一体的に推進する。

本計画の推進により、容器包装廃棄物及び製品プラスチックの3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や廃棄物処理施設の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、以下のとおりとする。

- 日野町環境基本計画に基づき、町民・事業者・行政等が一体となり、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進する。
- 最終処分量の削減を図るため、容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化を推進する。
- 一人ひとりの循環型社会への理解と認識を深めるための環境学習の充実を図る。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度で見直す。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	1,202.2 t	1,191.7 t	1,181.2 t	1,170.9 t	1,160.6 t
製品プラスチック	40.9t	40.5t	40.1t	39.8t	39.4t

※小数点第2位以下は四捨五入

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

##### （法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を図るため、町民・事業者・行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に連携・協働を図りながら、以下の方策を実施する。

なお、各主体の連携・協働にあたっては、日野町エコライフ推進協議会を中心として、町民や事業者との対話や普及啓発活動を促進するとともに、各種取組への協力を呼びかけ、容器包装廃棄物の3Rを推進する。

##### （1）循環型社会に関する理解の促進

循環型社会の考え方や取り組みの重要性について正しく理解し、環境に配慮した行動を促すための普及啓発活動を推進する。

- ・循環型社会づくりに関する学習会や講演会の開催
- ・エシカル消費に関する学習教材の提供

##### （2）ごみをつくらない暮らしと資源循環リサイクルの推進

日常生活や事業活動において、ごみ減量につながる取組を促進させるとともに、可能な限り資源として循環させる取組を推進する。

- ・自治会や住民団体等が取り組む資源回収への支援
- ・リターナブル容器や再生資源を原材料とした製品の積極的な利用、販売の促進
- ・紙パック等の資源回収ボックスの設置、拠点回収によるリサイクルの推進
- ・広報ひのやホームページを通じた3Rに関する取組の周知啓発

(3) ごみの正しい分別の徹底

家庭や事業者から出るごみを適切な場所で適切に処理し、環境への影響を最小限に抑えるため、ごみの正しい分別を徹底するとともに、製品プラスチック等の分別・リサイクルにつなげる仕組みづくりを検討する。

- ・ 広報ひの、町のホームページを通じたごみの正しい分別・ルール of 周知啓発
- ・ ごみ出しルールブック、ごみ・資源カレンダーによる周知徹底
- ・ プラスチックの分別回収や拠点回収などの仕組みづくりの検討

(4) 日野町エコライフ推進協議会による普及啓発活動の促進

日野町エコライフ推進協議会を中心に、町民や事業者との連携協働を図り、容器包装廃棄物等の減量及びリサイクルにつながる活動を促進する。

- ・ マイバッグ持参運動の推進による買い物袋持参の徹底等の普及啓発
- ・ イベント等における普及啓発活動の実施
- ・ 学校等における環境学習の推進

**7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空き缶類
主としてガラス製の容器	びん類
無色のガラス製容器	
茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック
主として段ボール製の容器	古紙類 (段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料、醤油などを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品 白色トレイ (以下「白色トレイ」と表記)
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
プラスチック資源循環法に基づく分別収集するもの	製品プラスチック

**8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）**

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	13.1t		13.01t		12.9t		12.8t		12.7t	
主としてアルミ製の容器	9.7t		9.7t		9.6t		9.5t		9.4t	
無色のガラス製容器	44.2t		43.8t		43.4t		43.0t		42.7t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	44.2t	0t	43.8t	0t	43.4t	0t	43.0t	0t	42.7t
茶色のガラス製容器	40.4t		40.1t		39.7t		39.4t		39.0t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	40.4t	0t	40.1t	0t	39.7t	0t	39.4t	0t	39.0t
その他のガラス製容器	16.4t		16.3t		16.2t		16.0t		15.9t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	16.4t	0	16.3t	0t	16.2t	0t	16.0t	0t	15.9t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	3.3t		3.3t		3.2t		3.2t		3.2t	
主として段ボール製の容器	46.1t		45.6t		45.2t		44.9t		44.5t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0t		0t		0t		0t		0t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油その他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	51.7t		51.2t		50.8t		50.3t		49.9t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	51.7t	0t	51.2t	0t	50.8t	0t	50.3t	0t	49.9t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	0.2t		0.2t		0.2t		0.2t		0.2t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t
うち白色トレイ	0.2t		0.2t		0.2t		0.2t		0.2t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t	0.2t	0t
製品プラスチック（プラスチック資源循環法に基づく分別対象物）	0t		0t		0t		0t		0t	
	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量	引渡数量	独自処理数量
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

※小数点第2位以下は四捨五入

## 9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込みは、直近年度の分別基準適合物等の収集実績に、国立社会保障・人口問題研究所において令和2年(2020)年の国勢調査を基に推計された2025年及び2030年の日野町の人口とその変動率(下表参照)を乗じて算出するものとする。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
20,023人 (対前年度比) 0.875%減	19,848人 (対前年度比) 0.875%減	19,674人 (対前年度比) 0.875%減	19,502人 (対前年度比) 0.875%減	19,331人 (対前年度比) 0.878%減

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、下記のとおり現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、資源回収促進事業として自治会や各種団体が実施しているもののうち、本計画対象品目分については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製	空き缶類	町による定期収集、 集合回収、拠点回収	民間業者
	アルミ製			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期収集、 拠点回収	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器	紙パック	町による拠点回収	中部清掃組合 (日野清掃センター)
			集合回収、拠点回収	民間業者
	段ボール製容器	古紙類(段ボール)	町による定期収集	民間業者
			集合回収、拠点回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	中部清掃組合 (能登川清掃センター)
			拠点回収	民間業者
	プラスチック製容器包装であって上記以外のもの	白色トレイ	拠点回収	中部清掃組合 (日野清掃センター)
			製品プラスチック	製品プラスチック

## 1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

空き缶類及びびん類については、町と業務委託契約を締結する民間施設において、選別・圧縮・保管を行う。また、ペットボトルについては、中部清掃組合（能登川清掃センター）において選別・圧縮・保管を行う。

紙パック、段ボール製容器及びその他プラスチック製容器については、中部清掃組合（日野清掃センター）において選別・圧縮・保管を行う。

なお、中部清掃組合における施設の整備については、構成市町である 1 市 2 町（本町及び東近江市、竜王町）の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などとの整合を図り、実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	空き缶類	指定袋	パッカー車	専門業者
無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類	資源回収用 コンテナ	平積み車	専門業者
飲料用紙容器	紙パック	資源回収用 コンテナ	平積み車	中部清掃組合 （日野清掃センター）
段ボール製容器	古紙類（段ボール）	指定なし	平積み車	専門業者 中部清掃組合 （日野清掃センター）
ペットボトル	ペットボトル	専用袋	パッカー車	中部清掃組合 （能登川清掃センター）
プラスチック製容器包装 であって上記以外のもの	白色トレイ	専用かご	平積み車	中部清掃組合 （日野清掃センター）

## 1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を効率的に進めていくためには、排出時における分別の実施が重要な事項の一つであることから、町民や事業者等で構成される日野町エコライフ推進協議会を中心として、廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化、資源化等に関する普及啓発活動を通じて、身近なところから実践できる取組を推進し、ごみ減量・リサイクルに関する町民の意識高揚を図る。